

～ 東京都立職業能力開発センターの公共職業訓練を希望される方へ ～

訓練・生活支援給付金のご案内

雇用保険を受給できない方が、ハローワークの推薦により職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として、「訓練・生活支援給付金」が支給される制度が始まりました。受給を希望する方は住所を管轄するハローワークで、事前に相談をした上で入校の申込をして下さい。

訓練・生活支援給付金の支給額

職業訓練を受講している間、毎月以下の額が支給されます。

扶養者のいる方 12万円

上記以外の方 10万円

※ 一定の要件を満たされた方に支給されます。

※ 遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

訓練・生活支援給付金の資格要件

以下のすべてに該当する方が、訓練・生活支援給付金の支給対象となる方です。

- ① ハローワーク所長の受講推薦を受けて、公共職業訓練を受講する方
- ② 雇用保険求職者給付、職業転換給付金の就職足進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③ 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）
- ④ 申請時点で、年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方（※1・2・3）
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧ 就職安定資金融資（常用就職活動費）等及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

※1 収入要件では、特別控除制度があります。（母子・父子家庭、障害者等）

※2 収入要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば認められます。

※3 世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。

訓練・生活支援資金融資

なお、訓練・生活支援給付金に加えて、希望する方は、さらに、指定された金融機関における貸付（訓練・生活支援資金融資：被扶養者のいる方は8万円、それ以外の方は5万円を上限）を利用することができます。

また、訓練修了後6か月後までに6か月以上の雇用が見込まれる就職をした場合には、貸付額の50%に相当する額の返済が免除されます。